

議案第 6 号

白井市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

白井市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 9 月 2 日 提出

白井市長 笠 井 喜 久 雄

提案理由

本案は、地方自治法施行規則の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

白井市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

白井市認可地縁団体印鑑条例（平成１１年条例第３号）の一部を次のように改正する。

第４条中「第２１条第２項」を「第１８条の３第１項」に改める。

第１２条第１項中「第１９条第１項第１号ト」を「第１９条第１項」に改める。

附 則

この条例は、令和８年１０月１日から施行する。

議案第6号資料

○白井市認可地縁団体印鑑条例（平成11年条例第3号）新旧対照表

改 正 案	現 行
(略) (登録) 第4条 市長は、前条第1項の申請があったときは、当該申請をした者が当該申請に係る認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該申請に係る申請書に記載されている事項等について、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）<u>第18条の3第1項</u>の規定により作成された台帳（以下「地縁団体台帳」という。）の記載事項及び個人印鑑に係る印鑑登録原票の印影その他の登録事項との照合その他の審査をした上、認可地縁団体印鑑登録原票に登録するものとする。 (略) (代理人による申請) 第12条 地方自治法施行規則第19条第1項<u> </u>の規定により代表者等の代理人の告示が行われている認可地縁団体にあつては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの条例に基づく申請をすることができる。 2 (略) (略)	(略) (登録) 第4条 市長は、前条第1項の申請があったときは、当該申請をした者が当該申請に係る認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該申請に係る申請書に記載されている事項等について、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）<u>第21条第2項</u>の規定により作成された台帳（以下「地縁団体台帳」という。）の記載事項及び個人印鑑に係る印鑑登録原票の印影その他の登録事項との照合その他の審査をした上、認可地縁団体印鑑登録原票に登録するものとする。 (略) (代理人による申請) 第12条 地方自治法施行規則第19条第1項第1号トの規定により代表者等の代理人の告示が行われている認可地縁団体にあつては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの条例に基づく申請をすることができる。 2 (略) (略)